

「公益」という用語の法律上の用例について

(目次)

法人・団体

公益法人、公益に関する社団又は財団(16 法律)……………P 1

公益法人等(15 法律)……………P 1～2

公益的団体、公益目的を有する法人等(14 法律)……………P 2～3

信託

公益信託、特定公益信託(8 法律)……………P 3

人

公益委員、公益を代表する委員等(22 法律)……………P 3～4

物

公益的施設、公益上必要な建築物等(20 法律)……………P 4～5

公益物件(2 法律)……………P 5

事業

公益事業、公益的事業等(22 法律)……………P 5～6

機能

公益的機能、公益機能(13 法律)……………P 6～7

抽象的な公益等

一般公益(4 法律)……………P 7

公益との調整(8 法律)……………P 7

公益の増進(12 法律)……………P 8

公益上必要、公益上の必要等(43 法律)……………P 8～10

公益上の理由、公益上の事由(5 法律)……………P 10

公益性、公益性が高い、公益性を有する等(10 法律)……………P 10

公益のため等(14 法律)……………P 10～11

公益上やむを得ない(15 法律)……………P 11

公益を害する等(39 法律)……………P 11～13

公益に反する等(18 法律)……………P 13～14

公益上支障がある、公益に支障を及ぼす等(6 法律)……………P 14

21 その他(11 法律)……………P 14

「公益」という用語の法律上の用例について

該当法律	「公益」の用例
公益法人、公益に関する社団又は財団	
総務省設置法（平成11年法律第91号）	公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（第4条第87号）
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）（第4条第5項第7号）
特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（（中略）以下「公益法人」という。）（第17条）
更生保護事業法（平成7年法律第86号）	公益法人（第46条第1項第5号）
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（平成7年法律第87号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）（第2条第1項）
保険業法（平成7年法律第105号）	民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人であつて（第122条の2第1項）
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（（中略）以下「公益法人」という。）（第20条）
特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成3年法律第82号）	中小小売商業振興法第四条第六項の特定会社又は同法第五条の四の公益法人（第8条第1項）
伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（（中略）以下「公益法人」という。）（第18条）
中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）（第4条第6項）
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	動物の愛護を目的とする公益法人その他の者（第18条第4項）
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）	組織変更をした公益法人に使用されていた者で施行日において（中略）に掲げる団体職員であつたものの当該公益法人に使用されていた者であつた期間（ホにおいて「特定公益法人被用者期間」という。）（第83条第1項第2号）
小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）	小型自動車に関する事業の振興を目的とする公益法人（第20条の15）
自転車競技法（昭和23年法律第209号）	自転車に関する事業の振興を目的とする公益法人（第13条の15）
農業倉庫業法（大正6年法律第15号）	農業ノ発達ヲ目的トスル公益法人（第4条第1項） 農業倉庫業者タル公益法人（第5条第3項）
民法（明治29年法律第89号）	祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ關スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得（第34条）
公益法人等	
マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）	同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）	次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。以下同じ。）（第2条第1項）
経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）	法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（第16条）
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす（第46条第1項）
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）	同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす（第13条第1項）
法人特別税法（平成4年法律第15号）	法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（第7条第2項第3号）

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年法律第2号）	法人税法第二条第六号に規定する 公益法人等 （第9条第2項第3号）
地価税法（平成3年法律第69号）	公益法人等 法人税法別表第二（公益法人等の表）に掲げる法人をいう。（第2条第6号）
所得税法（昭和40年法律第33号）	法人税法第二条第六号（定義）に規定する 公益法人等 （第24条第1項）
法人税法（昭和40年法律第34号）	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。（第2条第6号）
建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）	同法第二条第六号に規定する 公益法人等 とみなす（第47条第13項）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	法人税法第二条第六号に規定する 公益法人等 （第28条第1項第5号）
相続税法（昭和25年法律第73号）	法人税法第二条第六号（定義）に規定する 公益法人等 その他公益を目的とする事業を行う法人（第65条第1項）
地方税法（昭和25年法律第226号）	法人税法第二条第六号の 公益法人等 （第24条第5項）
地方自治法（昭和22年法律第61号）	同法第二条第六号に規定する 公益法人等 とみなす（第260条の2第16項）
公益的団体・公益目的を有する法人等	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	民間の 公益的団体 の活動を促進する（第1条）
沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和46年法律第130号）	沖縄県の区域に関する 公益を目的とする人等 が承継する（第11条第1項）
所得税法（昭和40年法律第33号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他 公益を目的とする事業を行なう法人又は団体 （第78条第2項第2号）
法人税法（昭和40年法律第34号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他 公益を目的とする事業を行なう法人又は団体 （第37条第4項第2号）
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	地方自治法第二百六十三条の二第一項に規定する 公益的法人 （第143条の3第1項第2号）
商工会法（昭和35年法律第89号）	残余財産は、商工会又はその目的と類似の 公益目的を有する法人その他の団体 に帰属させなければならない（第54条第3項）
商標法（昭和34年法律第127号）	公益に関する団体 であつて営利を目的としないもの（第4条第1項第6号）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の 公益を目的とする事業を営む法人 （第40条第1項）
商工会議所法（昭和28年法律第143号）	残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の 公益目的を有する法人その他の団体 に帰属させなければならない（第62条第3項）
相続税法（昭和25年法律第73号）	公益法人等その他 公益を目的とする事業を行う法人 （第65条）
小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）	残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の 公益目的を有する法人 若しくは小型自動車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない（第20条の15）
船員職業安定法（昭和23年法律第130号）	公益を目的とする団体 （第34条第1項）
自転車競技法（昭和23年法律第209号）	残余財産は、自転車競技会又はその目的と類似の 公益目的を有する法人 若しくは自転車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない。（第13条の15）
地方自治法（昭和22年法律第61号）	普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な 公益的法人 に委託することにより（第263条の2第1項）

公益信託、特定公益信託	
総務省設置法（平成11年法律第91号）	公益法人及び 公益信託 の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（第4条第87号）
消費税法（昭和63年法律第108号）	法人税法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する 特定公益信託 （第14条第1項）
所得税法（昭和40年法律第33号）	特定公益信託 （信託法第六十六条（ 公益信託 ）に規定する 公益信託 で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）（第78条第3項）
法人税法（昭和40年法律第34号）	特定公益信託 （信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（ 公益信託 ）に規定する 公益信託 で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）（第37条第6項）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	特定公益信託 （信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条に規定する 公益信託 で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。）（第70条第3項）
相続税法（昭和25年法律第73号）	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第三項（寄付金控除）に規定する 特定公益信託 （第21条の3第1項第3号）
地方税法（昭和25年法律第226号）	法人税法第三十七条第六項に規定する 特定公益信託 （第72条の3第1項）
信託法（大正11年法律第62号）	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他 公益ヲ目的トスル信託 ハ之ヲ 公益信託トシ 其ノ監督ニ付テハ後六条ノ規定ヲ適用ス（第66条）
公益委員、公益を代表する委員等	
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）	公益委員 （第21条第4項）
介護保険法（平成9年法律第123号）	公益を代表する委員 （第180条第1項）
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）	公益委員 （第27条）
家内労働法（昭和45年法律第73号）	公益を代表する委員 （第21条第2項）
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	公益を代表する者 （第118条第3項） 公益を代表する委員 （第118条第6項）
最低賃金法（昭和34年法律第137号）	公益を代表する委員 （第28条）
小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）	公益を代表する者 （第16条第2項）
国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）	公益を代表する者 （第104条第3項） 公益を代表する委員 （第104条第6項）
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	公益を代表する委員 （第88条第1項）
私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）	公益を代表する者 （第37条第3項）
地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）	公益を代表する委員 （第16条の2）
社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）	公益を代表する委員 （第3条第1項第3号）
鉱業法（昭和25年法律第289号）	一般公益を代表する者 （第123条第2項）
労働組合法（昭和24年法律第174号）	公益を代表する者 （以下「 公益委員 」という。）（第19条第1項） 使用者、労働者及び 公益をそれぞれ代表する地方調整委員 （第19条の10第1項）
特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）	公益を代表する委員 （第1条第1項第13号の3）

漁業法（昭和24年法律第267号）	公益を代表すると認められる者（第85条第3項第2号）
社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）	公益を代表する者（第10条第1項）
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）	公益を代表する委員（第3条第2項） 公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する六人の委員及び会長（（中略）において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。） 公益を代表する調停委員（第29条第1項）
労働基準法（昭和22年法律第49号）	公益を代表する者（第113条）
検察庁法（昭和22年法律第61号）	公益の代表者（第4条）
船員法（昭和22年法律第100号）	公益を代表する者（第121条）
労働関係調整法（昭和21年法律第25号）	公益を代表する者（第8条の2第3項） 公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する八人の委員及び会長（（中略）において「一般企業担当公益委員」という。）（第8条の3） 公益を代表する調停委員（第19条）
公益的施設、公益上必要な建築物等	
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）	都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設その他の 公益的施設 （第15条第2項第3号）
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）	公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の 公益的施設 （第2条第1項第3号）
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）	公益的施設 （交通施設、情報処理施設、電気通信施設、教養文化施設その他の施設であって、指定地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要なもので、国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するものをいう。（第22条第6項）
大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）	公益的施設 （第2条第3項第2号）
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）	「 公益的施設 」とは、教育施設、購買施設、集会施設、教養文化施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう（第2条第8項）
関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）	「 公益的施設 」とは、学校、保育所、病院その他の施設で、関西文化学術研究都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう（第2条第7項）
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）	官公署、学校、図書館、公会堂等 公益的施設 （第5条第3項）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）	集会施設、購買施設その他の共同住宅の入居者の共同の福祉又は利便のため必要な施設（第百一条の二第二項及び第百一条の三において「 関連公益的施設 」という。）（第2条第5号）
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	学校その他の 公益的施設 （第16条第1項第4号）
国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	公益上又は国民生活上必要な建築物 （第24条第1項）
筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）	この法律で「 公益的施設 」とは、学校、保育所、病院、診療所その他政令で定める施設で筑波研究学園都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう（第2条第7項）
都市再開発法（昭和44年法律第38号）	巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他 公益上欠くことができない施設 （第108条第1項）
都市計画法（昭和43年法律第100号）	公共施設、学校その他の 公益的施設 （第33条第1項第6号） 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）、公民館、変電所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物（第29条第1項第3号）
住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）	公益的施設 （第8条）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）	この法律において「 公益的施設 」とは、官公庁施設、医療施設その他の施設で、流通業務地区の利便のために必要なものをいう（第2条第6項）
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の 公益性を有する施設 （第4条第2号）
新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）	この法律において「 公益的施設 」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう（第2条第7項）
道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和33年法律第34号）	公共公益施設 の整備に関連して（第5条第1項）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する 公益上必要な建築物 （第44条第1項第2号） 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する 公益上必要な建築物 （第59条第1項第3号） 災害があつた場合において建築する停車場、郵便局、官公署その他これらに類する 公益上必要な用途に供する応急仮設建築物 （第85条第2項）
地方税法（昭和25年法律第226号）	新住宅市街地開発法（中略）同条第七項に規定する 公益的施設 で政令で定めるもの（第586条第2項第21号の3）
公益物件	
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）	共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の 公益物件 （第3条第1項第6号）
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81条）	この法律において「 公益物件 」とは、公益事業者が当該事業の目的を達成するため設ける電線、ガス管、水管又は下水道管をいう（第2条第4項）
公益事業、公益的事業等	
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	電気、ガス、輸送、通信その他の 公益的事業 を営む法人（第2条第6号）
更生保護事業法（平成7年法律第86号）	更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、 公益を目的とする事業 （以下「 公益事業 」という。）又はその収益を更生保護事業若しくは 公益事業 （中略）に充てることを目的とする事業（以下「 収益事業 」という。）を行うことができる（第6条第1項）
民事執行法（昭和54年法律第4号）	電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を行う 公益事業 （第57条第5項）
石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）	公益事業 （第3条） 鉄道事業、通信事業、医療事業その他の 公益性の強い事業及び活動 （第11条第1項）
国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）	公用、公共用又は 公益事業 の用に供する施設（第3条第1項第5号）
所得税法（昭和40年法律第33号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他 公益を目的とする事業 を行なう法人又は団体（第78条第2項第2号）
法人税法（昭和40年法律第34号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他 公益を目的とする事業 を行なう法人又は団体（第37条第4項第2号）
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81条）	この法律において「 公益事業者 」とは、次の各号に掲げる者をいう。 一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による第一種電気通信事業者 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者 三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）による一般ガス事業者又は簡易ガス事業者 四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業者又は水道用水供給事業者 五 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業者 六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	電気、ガス、輸送、通信その他の 公益的事業 を営む法人（第2条第1項第5号）
商標法（昭和34年法律第127号）	公益に関する事業 であつて営利を目的としないもの（第4条第1項第6号）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の 公益を目的とする事業 を営む法人（第40条第1項）
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	電気工作物、ガス工作物その他の 公益事業 の用に供する施設（第95条第1項第4号）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）	国有財産法第二十四条中「国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは 公益事業 」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替える（第5条）
国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）	公益事業 の用に供するため必要があるとき（第9条の4）
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	公益を目的とする事業 （以下「 公益事業 」という。）（第26条）
宗教法人法（昭和26年法律第126号）	宗教法人は、 公益事業 を行うことができる（第6条）
国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）	公用、公共用又は 公益事業 の用に供するとき（第7条第1項第1号）
相続税法（昭和25年法律第73号）	宗教、慈善、学術その他 公益を目的とする事業 （第21条の3）
国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）	地方公共団体、法令による公団その他の公法人及び 公益事業 を営む法人（第2条第1項第2号）
国有財産法（昭和23年法律第73号）	公共用、公用又は国企業若しくは 公益事業 の用に供するため（第24条第1項）
労働関係調整法（昭和21年法律第25号）	この法律において 公益事業 とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。 一 運輸事業 二 郵便、信書便又は電気通信の事業 三 水道、電気又はガスの供給の事業 四 医療又は公衆衛生の事業（第8条第1項）
商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）	電気事業、ガス事業其ノ他ノ 公益事業 ヲ営ム法人（第28条の3第1項）
公益的機能、公益機能	
独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）	森林及び農用地の有する 公益的機能 の維持増進（第3条）
中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）	森林の有する 公益的機能 （第34条第1号）
国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）	国土の保全その他 公益的機能 （第2条）
森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）	公益的機能別施業森林区域 （同法第五条第二項第四号の三に規定する 公益的機能別施業森林区域 をいう。）（第6条第1項）
湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）	湖沼の有する治水、利水、水産その他の 公益的機能 （第2条第3項）
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）	公益的機能別施業森林区域 （同法第五条第二項第四号の三に規定する 公益的機能別施業森林区域 をいう。）（第5条第2項）
森林組合法（昭和53年法律第36号）	森林の有する 公益的機能 の維持増進が図られるように（第117条）
森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）	国土の保全その他国有林野の有する 公益的機能 （第5条）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	同条第四項第二号口に規定する 公益的機能別施業森林 （第30条の2第1項）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）	国土の保全その他国有林野の有する 公益的機能 の維持増進を図る（第3条）
森林法（昭和26年法律第249号）	公益的機能別森林施業 （水源のかん養の機能その他の森林の有する 公益的機能 の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する 公益的機能 の維持増進を特に図るための森林施業をいう。第十一条第四項第二号ロにおいて同じ。）を推進すべき森林（以下「 公益的機能別施業森林 」という。）の整備に関する事項（第4条第2項第3号の3）
森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）	この法律において「 高度公益機能森林 」とは、森林法...の規定により保安林として指定された特定森林及びその他の 公益的機能 が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種からなる森林によつては当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める特定森林をいう（第2条第4項）
国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号）	国有林野の有する 公益的機能 の維持増進（第1条第1項）
一般公益	
総務省設置法（平成11年法律第91号）	鉱業、採石業又は砂利採取業と 一般公益 又は各種の産業との調整（第3条）
公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）	鉱業、採石業又は砂利採取業と 一般公益 又は農業、林業その他の産業との調整（第3条）
鉱業法（昭和25年法律第289号）	鉱物を掘採することが 一般公益 又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め（第15条第1項）
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）	一般公益 又は農業、林業その他の産業（第1条）
公益との調整	
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）	国土の保全その他の 公益との調整 に留意し（第3条第3項）
自然再生推進法（平成14年法律第148号）	国土の保全その他の 公益との調整 に留意して（第6条）
総務省設置法（平成11年法律第91号）	鉱業、採石業又は砂利採取業と 一般公益 又は各種の産業との調整（第3条）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	国土の保全その他の 公益との調整 （第3条）
公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）	鉱業、採石業又は砂利採取業と 一般公益 又は農業、林業その他の産業との調整（第3条）
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）	国土の保全その他の 公益との調整 （第3条）
自然公園法（昭和32年法律第161号）	国土の開発その他の 公益との調整 （第4条）
文化財保護法（昭和25年法律第214号）	国土の開発その他の 公益との調整 （第70条の2第1項）
公益の増進	
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）	教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の 公益の増進 を目的とする事業（第37条第1項）
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）	地域の振興、住民の生活の向上その他 公益の増進 （第10条第3項）
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	もって 公益の増進 に寄与することを目的とする（第1条） 公益の増進 に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において（第46条の2）
所得税法（昭和40年法律第33号）	教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他 公益の増進 （第78条第3項）

法人税法（昭和40年法律第34号）	教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他 公益の増進 （第37条第4項第3号）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他 公益の増進 に著しく寄与すること（第40条第1項） 認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに 公益の増進 に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう（第66条の11の2第3項）
水道法（昭和32年法律第177号）	公益の増進 のために適正かつ合理的であると認めるとき（第42条第1項）
モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）	海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の 公益の増進 を目的とする事業（第1条）
小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）	小型自動車その他の機会の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の 公益の増進 を目的とする事業（第1条）
当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）	公共事業その他 公益の増進 を目的とする事業（第4条第1項）
自転車競技法（昭和23年法律第209号）	自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、体育事業その他の 公益の増進 を目的とする事業（第1条第1項）
陸上交通事業調整法（昭和13年法律第71号）	公益ノ増進ヲ図リ （第2条第1項）
公益上必要、公益上の必要等	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護その他 公益上の必要 があると認めるとき（第72条第1項）
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	公益上特に必要 があると認めるときは（第7条）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）	大深度地下を使用する 公益上の必要 があるもの（第16条第3号）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）	公益上必要 があると認めるとき（第29条第2項）
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）	公益上特に必要 があると認めるとき（第7条）
保険業法（平成7年法律第105号）	公益上必要 があると認めるとき（第5条第2項）
行政手続法（平成5年法律第88号）	公益上 、緊急に不利益処分をする 必要がある （第13条第2項第1号）
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	公益上必要 があると認めるとき（第28条）
銀行法（昭和56年法律第59号）	公益上必要 があると認めるとき（第4条第4項）
海上交通安全法（昭和47年法律第115号）	災害の復旧その他 公益上必要やむを得ず （第30条第2項第3号）
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）	公益上必要 があると認めるとき（第17条第2項）
公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）	公益上必要 があると認めるとき（第42条の15）
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）	公益上必要 があると認めるとき（第6条第4項）
有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）	その業務を行うことが 公益上必要であり、かつ、適切である こと（第4条第4号）
水道法（昭和32年法律第177号）	公益上必要 であること（第8条第1項第7号）

都市公園法（昭和31年法律第79号）	公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他 <u>公益上特別の必要がある</u> 場合（第16条）
海岸法（昭和31年法律第101号）	<u>公益上の必要</u> による漁業権の変更、取消又は行使の停止（第22条第3項）
原子力基本法（昭和30年法律第186号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第17条）
ガス事業法（昭和29年法律第51号）	その他その一般ガス事業の開始が <u>公益上必要であり、かつ、適切であること</u> （第5条第7号）
産業労働者住宅資金融通法（昭和28年法律第63号）	<u>公益上必要</u> があると認める場合（第6条）
長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第4条第3項）
航空法（昭和27年法律第231号）	<u>公益上必要やむを得ず</u> （第99条の2第1項）
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）	維持上又は <u>公益上特に必要</u> と認められるものを除く（第6条第1項第5号）
土地収用法（昭和26年法律第219号）	土地を収用し、又は使用する <u>公益上の必要がある</u> ものであること（第20条第4号）
電波法（昭和25年法律第131号）	電波の規整その他 <u>公益上必要</u> があるととき（第71条第1項）
小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）	<u>公益上必要</u> があると認めて他の者を選任したとき（第20条の12第1項）
商品取引所法（昭和25年法律第239号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第15条第7項）
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第32条）
建設業法（昭和24年法律第100号）	<u>公益上必要</u> であると認められるとき（第28条第1項第5号）
労働組合法（昭和24年法律第174号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第21条第1項）
中小企業等協同組合法施行法（昭和24年法律第182号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第3条第3項）
漁業法（昭和24年法律第267号）	漁業調整その他 <u>公益上必要</u> があると認めるとき（第34条第1項）
証券取引法（昭和23年法律第25号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第186条第3項）
温泉法（昭和23年法律第125号）	<u>公益上必要な措置</u> （第7条第2項）
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）	<u>公益上の必要</u> その他の事由（第47条）
自転車競技法（昭和23年法律第209号）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第13条の12第1項）
昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）	<u>公益上必要</u> があると認めるとき（第53条第1項）
地方自治法（昭和22年法律第61号）	<u>公益上必要</u> がある場合（第232条の2）
漁業財団抵当法（大正14年法律第9号）	漁業調整、船舶ノ航行碇泊繋留、水底電線の敷設其ノ他 <u>公益上必要</u> アリト認ムル場合（第4条第6項）
軌道法（大正10年法律第76号）	<u>公益上必要</u> アリト認ムルトキ（第11条第3項）
農業倉庫業法（大正6年法律第15号）	<u>公益上必要</u> ト認ムルトキ（第15条）

運河法（大正2年法律第16号）	公益上必要ト認ムルトキ（第3条第2項） 運河及附属物件ノ維持修繕ヲ命シ其ノ他公益上必要ナル処分（第9条）
鉄道営業法（明治33年法律第65号）	公益上ノ必要アルトキ（第9条）
公益上の理由、公益上の事由	
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）	学術研究その他公益上の事由（第17条第1項）
林業種苗法（昭和45年法律第89号）	公益上の理由（第9条第2項）
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）	公益上の理由その他特別な理由があるとき（第3条第2項）
森林法（昭和26年法律第249号）	公益上の理由により必要が生じたとき（第26条第2項）
地方税法（昭和25年法律第226号）	公益上その他の事由に因り（第6条第1項）
公益性、公益性が高い、公益性を有する等	
生産緑地法（昭和49年法律第68号）	学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設（第2条第2号）
都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）	公益性が特に高いと認められる事業（第5条第1項）
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	公益性が特に高いと認められる事業（第15条の15第1項第6号）
近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）	公益性が特に高いと認められる事業（第9条第4項第5号）
首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）	公益性が特に高いと認められる事業（第8条第4項第5号）
河川法（昭和39年法律第167号）	公益性が著しく大きい場合（第40条第1項第1号）
災害対策基本法（昭和36年法律第123号）	その業務の公共性又は公益性にかんがみ（第6条第2項）
農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）	当該事業の公益性及び緊急性について（第9条第2項）
森林法（昭和26年法律第249号）	公益性が高いと認められる事業（第10条の2第1項第3号）
教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）	国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うもの（第21条の2第1項）
公益のため等	
持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）	漁業調整その他公益のために必要があると認めるとき（第7条第3項）
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）	漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるとき（第16条第2項）
特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）	公益又は投資者の保護のため（第31条第2項）
商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）	公益又は投資者の保護のため（第4条第2項）
金融先物取引法（昭和63年法律第77号）	公益又は委託者の保護のため（第5条）
銀行法（昭和56年法律第59号）	預金者等の保護その他公益のため必要があると認めるとき（第29条）
外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）	公益又は投資者保護のため（第6条第1項第4号）
海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）	漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるとき（第17条第2項）
貸付信託法（昭和27年法律第195号）	公益又は受益者保護のため（第3条第2項第15号）
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）	公益又は投資者の保護のため（第9条第2項第2号）
公職選挙法（昭和25年法律第100号）	公益のため、その政見（中略）を無料で放送することができる（第150条第1項）

商品取引所法（昭和25年法律第239号）	公益を保護するため必要があると認めるとき（第90条）
証券取引法（昭和23年法律第25号）	公益又は投資者保護のため（第1条第2項第3号）
民法施行法（明治31年法律第11号）	公益ノ為メ必要ト認ムルトキ（第19条第2項）
公益上やむを得ない	
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）	公益上やむを得ない（第9条第4号）
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）	公益上やむを得ないと認め（第5条第2項）
海上交通安全法（昭和47年法律第115号）	災害の復旧その他公益上必要やむを得ず（第30条第2項第3号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却（第16条の2第3号）
都市計画法（昭和43年法律第100号）	公益上やむを得ない（第41条）
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）	公益上やむを得ないと認めて許可した場合（第5条第1項）
河川法（昭和39年法律第167号）	公益上やむを得ない必要があるとき（第75条第2項第5号）
道路交通法（昭和35年法律第105号）	公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき（第77条第1項第3号）
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	公益上やむを得ない必要が生じたとき（第21条第2項第3号）
下水道法（昭和33年法律第79号）	公益上やむを得ない必要が生じた場合（第38条第2項第3号）
都市公園法（昭和31年法律第79号）	都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合（第11条第2項第3号）
海岸法（昭和31年法律第101号）	海岸の保全上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき（第12条第2項第3号）
道路法（昭和27年法律第180号）	道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合（第71条第2項第3号）
航空法（昭和27年法律第231号）	公益上必要やむを得ず（第99条の2第1項）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	公益上やむを得ないと認めて許可した場合（第48条第1項）
公益を害する等	
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの（第2条第5項）
農林中央金庫法（平成13年法律第93号）	公益を害する行為をしたときは（第86条）
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）	公益を害する行為をしたとき（第56条第3号）
弁理士法（平成12年法律第149号）	弁理士会の総会の決議又は役員が行った行為が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは（第72条）
保険業法（平成7年法律第105号）	公益を害する行為をしたとき（第133条第3号）
金融先物取引法（昭和63年法律第77号）	公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう（第83条の2）
技術士法（昭和58年法律第25号）	公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう（第45条の2）
銀行法（昭和56年法律第59号）	公益を害する行為をしたとき（第27条）

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）	社会保険労務士会又は連合会の総会の決議又は役員が法令又はその社会保険労務士会若しくは連合会の会則に違反し、その他 公益を害する とき（第25条の47）
不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）	明らかに 公益を害している と認めるとき（第9条の6第1項）
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）	著しく 公益を害する おそれがない（第14条第2項）
日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）	著しく 公益を害する 行為をしたとき（第38条）
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）	公益を害する 行為をした場合（第42条第1項第1号）
税理士法（昭和26年法律第237号）	税理士会又は日本税理士会連合会の総会の決議が法令又はその税理士会若しくは日本税理士会連合会の会則に違反し、その他 公益を害する とき（第49条の17）
公職選挙法（昭和25年法律第100号）	著しく適正を欠き、かつ、明らかに 公益を害している と認めるとき（第5条の4第1項）
船主相互保険組合法（昭和25年法律第177号）	公益を害する 行為をした場合において（第53条）
商品取引所法（昭和25年法律第239号）	公益上有害 であると認めるとき（第121条第1項第2号）
弁護士法（昭和24年法律第205号）	弁護士会の総会の決議が 公益を害する とき（第40条）
証券取引法（昭和23年法律第25号）	公益を害し 、又は投資者保護に欠けることのないよう（第61条第1項）
公認会計士法（昭和23年法律第103号）	協会の総会の決議又は役員が法令又は協会の会則に違反し、その他 公益を害する とき（第46条の3）
温泉法（昭和23年法律第125号）	公益を害する おそれ（第4条第1項）
船員職業安定法（昭和23年法律第130号）	公益を害する 虞（第60条第1項）
損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	公益を害する 行為（第14条）
医療法（昭和23年法律第205号）	著しく 公益を害する おそれ（第66条の2）
地方自治法（昭和22年法律第61号）	明らかに 公益を害している とき（第245条第1号八） 著しく公益を害する（第245条の8第1項）
最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）	明らかに 公益を害している と認めるとき（第10条の2第1項）
会社経理応急措置法（昭和21年法律第7号）	公益を害する 行為をしたとき（第20条）
金融機関再建整備法（昭和21年法律第39号）	公益を害する 虞があると認めるとき（第50条第2項）
昭和十八年法律第四十三号（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）	公益ヲ害スベキ 行為（第8条）
帝都高速度交通営団法（昭和16年法律第51号）	公益ヲ害スル 行為（第42条）
商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）	公益ヲ害スル 虞アルトキ（第48条）
無尽業法（昭和6年法律第42号）	公益ヲ害スベキ 行為（第25条）
信託業法（大正11年法律第65号）	公益ヲ害スヘキ 行為（第19条）
軌道法（大正10年法律第76号）	其ノ他 公益ヲ害スル 行為（第27条第1項）

農業倉庫業法（大正6年法律第15号）	公益ヲ害シ若八害スルノ虞アリト認ムルトキ（第17条）
水害予防組合法（明治41年法律第50号）	公益ニ害アリト認ムルトキ（第13条） 公益ヲ害シ（第39条第3項）
担保附社債信託法（明治38年法律第52号）	公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキ（第12条）
民法施行法（明治31年法律第11号）	命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合（第19条第2項）
民法（明治29年法律第89号）	命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合（第71条）
公益に反する等	
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）	これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは（第4条第2項）
確定拠出年金法（平成13年法律第88号）	他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人（第91条第1項第4号）
スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）	公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたとき（第31条第1項）
森林組合法（昭和53年法律第36号）	契約の内容が公益に反すると認めるとき（第116条）
外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）	当該事業を営むことが公益に反すると認められる者（第6条第1項第9号）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	これを放置することが著しく公益に反すると認められるとき（第8条第2項）
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	著しく公益に反すると認められるとき（第13条第5項）
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）	その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるとき（第18条第1項）
モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）	その施行に係る競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたとき（第23条第1項）
船主相互保険組合法（昭和25年法律第177号）	その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合（第17条第1項）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるとき（第9条第11項）
小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）	小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたとき（第21条の3第1項）
証券取引法（昭和23年法律第25号）	公益に反すると認められる（第28条の4第8号）
行政代執行法（昭和23年法律第43号）	著しく公益に反すると認められるとき（第2条）
自転車競技法（昭和23年法律第209号）	公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたとき（第16条第1項）
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	公益に違反すると認めるとき（第126条）
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）	公益に違反すると認めるとき（第97条）
農業災害補償法（昭和22年法律第185号）	公益に反しないと認められるとき（第25条）
企業再建整備法（昭和21年法律第40号）	公益に反しないか否か（第15条第1項）
公益上支障がある、公益に支障を及ぼす等	

砂利採取法（昭和43年法律第74号）	河川等の管理その他 公益の保持に支障がある 場合（第41条第2項）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）	公益上重大な支障がある と認めたもの（第3条第1項第13号）
国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）	公益上著しい支障 を及ぼすこととなるおそれがあるとき（第24条第1項第4号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	公益上著しく支障がある と認める場合（第11条第1項）
漁業法（昭和24年法律第267号）	漁業調整その他 公益に支障を及ぼさない と認めるとき（第11条第1項）
労働関係調整法（昭和21年法律第25号）	公益に著しい障害を及ぼす 事件（第18条第5号）
21その他	
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）	地域の振興、住民の生活の向上その他 公益の増進 に寄与し、かつ、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務（以下この項において「 公益寄与業務 」という。）（第10条第3項）
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）	公益質屋法 （昭和二年法律第三十五号）は、廃止する（第14条）
行政手続法（平成5年法律第88号）	公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の 公益にかかわる 事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの 公益を確保 するために（第3条第1項第13号）
国税徴収法（昭和34年法律第147号）	公売に付することが 公益上適当でない と認められるとき（第109条第1項第1号）
農地法（昭和27年法律第229号）	公益並びに 関係人の利益を 衡量して 特に必要があると認めるとき
港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）	公益命令 （第18条の2）
漁船法（昭和25年法律第178号）	漁業調整その他 公益上の見地 から漁船の建造を調整する必要がある（第3条）
国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号）	国有林野（中略）のうち（中略）保安林として指定された森林その他の 公益的機能 が高い森林（次号において「 公益林 」という。）（第8条の2第1項）
地方自治法（昭和22年法律第61号）	当該普通地方公共団体の 公益に関する事件 （第99条）
刑法（明治40年法律第45号）	その目的が専ら 公益を図る ことにあつたと認める場合（第230条の2第1項）
商法（明治32年法律第48号）	公益ヲ維持スル 為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキ（第58条第1項）

- ・「公益」という用語を法律の本則において規定している用例を記載（附則及び見出し中の用例は除く）。
- ・同一法律において、同一の用い方をされている場合には一用例のみ記載。
- ・一部重複記載あり（例：公益上必要やむを得ず、それぞれの用例として記載。）